税務特別委員会連載

法律家のための税法知識

第17回　取引相場のない株式の評価、時価の意義

税務特別委員会 委員　横溝　昇（50期）

事例

相続により取得した取引相場のない株式の価額を財産評価基本通達（以下「評価通達」という）が定める評価方法により評価して相続税の申告をしたところ、原処分庁（税務署長）が、国税庁長官の指示を受けて評価した価額によって更正処分等をしたことについて、租税法上の一般原則としての平等原則に違反するということはできないとした事例

●国税不服審判所令和6年3月25日裁決（金沢）
裁決事例集No.134

事案の概要

本件は、審査請求人である相続人が、相続により取得した取引相場のない株式の価額を財産評価基本通達の定める評価方法により評価して相続税の申告をしたところ、原処分庁が、当該株式の価額につき、評価通達6を適用して、国税庁長官の指示を受けて評価した価額に基づいて更正処分等をしたのに対し、請求人がその全部の取消しを求めた事案である。

被相続人は、不動産管理等を行う株式会社（以下「本件会社」という）の代表取締役で、本件会社の株式は、被相続人（筆頭株主）、その子及び孫が保有する株式で議決権割合100％となる同族会社であった。

被相続人の孫である審査請求人は、平成29年3月、金融機関、税理士との間で打ち合わせをした被相続人の相続対策のスキームの準備を開始し、被相続人が平成29年4月中旬に入院したのち、当該スキームに沿って、同年5月中旬に、被相続人は、入院先において、所有する不動産、預貯金等一切の財産の全部を審査請求人に譲るという内容の公正証書による遺言をした。

また本件会社は、臨時株主総会決議により、同年5月1日に株主に対し1株当たり1000円の配当金を支払い、同月22日に、移動日を同年3月1日として事業年度を5月31日までに変更した。当該臨時株主総会決議議事録には、議長・議事録作成者として被相続人の記名押印があり、出席取締役として被相続人の子の記名押印があった。平成29年3月初旬の日が記載されていた。

平成29年7月、被相続人は死亡し相続開始後、審査請求人は、本件会社の株式につき、評価通達178に定める評価上の区分が中会社にあたり、評価通達179の（2）の定めに基づき、本件株式の価額を2,131,300,096円（1株あたり1,966,144円）と評価して、相続税の申告をした。

なお、上記の配当及び事業年度の変更がなければ、評価通達189-2に定める方法によることになり、その場合の本件株式の価額は3,419,668,784円であった。

これに対し、税務署長は、評価通達6を適用し、国税庁長官の指示に基づき、本件株式の価額を4,063,807,600円（1株あたり3,748,900円）とする更正処分をしたところ、審査請求人は、当該処分を不服として審査請求をした。

主な争点は、本件株式の価額を国税庁長官の指示を受けて評価した価額によるものとすることが、租税法上の一般原則としての平等原則に違反しないか否かであった。

審判所の判断の要旨

審判所は、法令解釈において、相続税法22条が、相続等により取得した財産の価額は、当該財産の取

得の時における時価による旨定めているところ、ここにいう時価とは、当該財産の客観的な交換価値をいうとしたうえで、原則として、租税法上の一般原則である平等原則から、評価通達の定める評価方法以外の方法により評価することは原則として許されないとしたうえで、「相続税の課税価格に算入される財産の価額について、**評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合**には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。」とした。

そのうえで本件について、配当と事業年度の変更は、①審査請求人の納付すべき税額が約50％も減少することから、相続税の負担が著しく軽減された、②被相続人の容態が悪化したことを受け、その後に税理士が提案した相続対策スキームに沿って臨時株主総会決議など所要の手続を経て行われたものであると認められるから、請求人の租税負担の軽減をも意図して行われたとし、本件株式の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが、本件各行為のような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と請求人との間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであると認められるから、本件株式の価額を国税庁長官の指示を受けて評価した価額によるものとすることが、租税法上の一般原則としての平等原則に違反するということはできないとして、審査請求人の請求を棄却した。

コメント

評価通達6の適用が問題となる事例については、最高裁令和4年4月19日判決が判断枠組みについて示しており、本事例もこれに従ったものであるといえる。

取引相場のない株式の相続税評価については、評価方式により評価額に大きな違いがあり、金融機関、税理士等における相続税対策のポイントの一つとされているところである。

本件は、金融機関の面談記録を基に、上記の臨時株主総会決議等は、租税負担の軽減を意図したものであるとし、評価通達6を適用した原処分庁の処分を是認しているが、上記の最高裁令和4年判決により、評価通達6の適用の可否について一定の基準は示されたものの、相続税対策としてどこまでが許され、どこからが許されないのか、ケースバイケースといえるであろう。評価通達6の適用を否定した事例については、当連載第11回において今川正顕委員が紹介しており、これを参照されたい。*1

国税不服審判所のウェブサイトにおいて、先例となる裁決が公表されており、また、未公表裁決についてもその要旨が検索できるシステムが提供されており、先例が見つかることもあるので、ご利用されたい。*2

なお、近時、国税庁において「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」において評価制度の在り方について議論がされており、その動向が注目されているところである。*3

＊1：https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2026_04/P32-33.pdf
＊2：https://www.kfs.go.jp/service/
＊3：https://www.nta.go.jp/about/council/kenkyu.htm#nai-hyoka